

レセ電通信歯 2026009 号
令和 8 年 8 月 21 日

レセプト電算処理歯科システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」の
厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）への掲載について

「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」が令和 8 年 7 月 29 日に公布され、8 月 1 日付けで施行されたことに伴い、「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（歯科用）」が、下記のとおり更新され、厚生労働省ホームページ（診療報酬情報提供サービス）に掲載されましたのでお知らせします。

記

○ 更新箇所

窓口負担額レコードの注 1

○ 更新内容

令和 3 年 9 月診療以降分は、窓口負担額レコードの記録は任意とする。

なお、記録されていない場合は、審査支払機関において行う資格確認により、資格喪失が確認されたレセプトに係るレセプト振替及び分割の対象外とする。

ただし、令和 5 年 3 月請求以降分は、記録されていない場合であっても、レセプトの合計点数が次の点数以下である場合については、レセプト振替及び分割の対象とする。

・令和 8 年 7 月診療分まで

本人・家族 11,800 点以下、未就学者 17,700 点以下、高齢受給者 4,000 点以下及び後期高齢者 3,000 点以下である場合

・令和 8 年 8 月診療分から

本人・家族 12,300 点以下、未就学者 18,450 点以下、高齢受給者 4,000 点以下及び後期高齢者 8,000 点以下である場合